

耐震診断および耐震補強工事の取扱いについて

R6.4

耐震補強工事について

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した一戸建て木造住宅で、事前に市が実施する一般耐震診断を行い、その結果、総合評点が 1.0 未満と判断され、建築士の設計による耐震補強工事を新たに実施する場合に補助の対象となる。

耐震改修促進リフォーム工事について

筋交いや耐震壁等を設置した部分以外の同一室内外の美観を維持する上で必要な、床、壁、天井及び外壁などの仕上げ工事が対象となる。それ以外の、設備工事や通常の維持修繕工事は補助の対象にならない。

【診断・補強工事共通事項】

1 申請者となる者は誰か。

A：耐震診断については、住宅の所有者・居住者（原則住民登録されている方）・所有者の 2 親等内の親族が申請することができる。

耐震補強工事については、佐久市内にお住まいの住宅の所有者・居住者（原則住民登録されている方）・所有者の 2 親等内の親族で工事完了後に居住する方が申請することができる。この場合の所得制限は申請者についてのみで判断する。

いずれも住宅の所有者以外が申請者となった場合は、①申請者を証明する書類と②所有者の同意を証明する書類が必要となる。

< 所有者以外が申請する場合の必要書類 >

① 申請者を証明する書類

居住者が申請する場合：住所を確認できる書類（住民票など）

所有者の 2 親等内の親族が申請する場合：所有者との続柄を確認できる書類（戸籍謄本など）

② 所有者の同意を証明する書類

所有者の同意が得られる場合：申請書（様式 1 号）に所有者の記名押印又は署名

所有者が故人等の理由で同意が得られない場合：確約書・相続関係説明図
(2 参照)

- 2 対象の住宅の相続が済んでいない場合、居住者が申請できるか。
- A：相続手続きを完了させて申請者が所有者になってから申請するか、以下の書類を添付し、申請すること。
- ・居住者の住所が確認できる書類（住民票など）
 - ・**確約書**：将来、他の相続人が所有権について意義を申し立てた場合、すべて申請者において問題を解決する旨を明記したもの（実印を押印し、印鑑証明書付）
 - ・**相続関係説明図**：相続人全員の関係が分かるもの
- 3 売買による建物の取得で、所有権移転が完了していない場合はどうしたらよいか。
- A：申請者が対象の住宅の所在地に住民票を異動して住宅の居住者となり、かつ、所有者の同意が得られれば申請することができる。
- 4 共有名義の建物で、所有者が複数いる場合は、どのように申請すればよいか。
- A：所有者全員の同意をもって申請することができる。様式任意の同意書を提出すること。または、申請者を連名として申請することも可能。
- 5 住宅の所有者及び建てられた年のわかる書類とは何か。
- A：住宅の所有者及び建てられた年を確認するために、**建物の登記事項証明書**を提出すること。そこに建年の記載がない場合は、固定資産税納税通知書、建築確認通知書の写し等を提出すること。
- 6 転勤していて、空き家になっている住宅は対象となるか。あるいは、セカンドハウスは対象となるか。
- A：耐震診断は、所有者か所有者の2親等内の親族が申請者となれば対象となる。耐震補強工事を行う場合は、工事完了後に対象の住宅に居住することが条件となるため、空き家やセカンドハウスは工事補助の対象とならない。

【耐震補強工事の補助申請について】

- 1 国、県または市の他の制度の補助、融資等（以下、他の補助制度という）と併用できるか。
- A：他の補助制度との併用は可能。内訳書を作成する際には、耐震補強工事対象項目と他の補助制度の対象項目が明確にわかるように内訳項目を分けておく必要がある。

2 所得証明書と納税証明書について、いつのものが必要か。

A : 前年の所得を証明する必要がある。ただし、前年の所得が分かる所得証明書がとれるのは当年の6月からであるため、それ以前（1月から5月まで）に申請する場合は、最新の所得証明書に合わせて、給与所得のみの場合は前年分の源泉徴収票の写しを、それ以外の収入がある場合は前年分の確定申告書の写しを添付すること。

【当年1月1日時点で佐久市以外に居住していた方について】

所得証明書及び納税証明書の発行が佐久市役所で行えない場合、前居住区の公的機関で発行された所得証明書及び納税証明書を提出すること。

3 市で紹介できる業者はあるか。

A : 業者の紹介については、建築住宅課では行っていない。
なお、商工会議所では、業者の紹介を行っている。

4 現地確認はするのか。

A : 交付申請がされたら、申請対象の現状を確認する。実績報告があつたら申請通りに工事がされているか確認する。なお、リフォーム終了後、隠ぺいされる部分については、工事期間中に現地確認を行うこともある。

5 業者が代理で申請する場合は委任状が必要か。

A : 委任状は不要である。

【取扱いの細部】

1 既存浴室の壁に筋交いを施工する際、ユニットバスへ改修する工事はすべて補助対象となるか。

A : 「耐震補強工事」の補助対象は筋交いの設置に必要な既存の最低限の壁の撤去費と筋交いの設置費及び復旧費であり、これと同時にやうユニットバス工事は補助対象とならない。

2 「耐震改修促進リフォーム工事」において、使い勝手上の変更は「耐震補強工事」と一体的の工事とみなされるか。（引き違いを開き戸へ変更する、照明器具の数を増やす等）

A : これらの工事は通常のリフォームであり、耐震改修工事に必要と認められない工事は補助対象とならない。

3 見積書の値引き金額の扱いは按分するのか。

A：複数の補助項目がある場合などは、値引き金額を各項目で按分する必要がある。

4 内訳書の単価の根拠は会社単価でもよいか。

A：会社の社内単価でもよいが、実勢価格と乖離していない必要がある。

5 機器の撤去、移設、再設置に係る費用は対象となるか。また、機器の更新に係る金額は対象となるか。

A：当然に必要な機器の一時撤去で、既存の機器をそのまま使用する場合は、撤去費及び再設置費は補助対象となる。機器を更新して新規の機器にする場合は、既存の撤去費は補助対象となるが、既存の処分費、新規の設置費用及び製品代は補助対象とならない。

6 設計費用は補助対象となるか。

A：設計費用や各種申請手続き費は補助対象とはならない。